

# 各務原市産後ケア事業実施要綱

(令和2年3月23日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育て支援の充実に資するため、出産後の母子に対して、心身のケア、育児のサポート等を行う産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する産後12月未満の女子及び乳児であって、事業を必要とするもの（医療入院が必要な者を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、流産又は死産後12月未満の女子で心身の不調のあるものその他市長が特別の事由があると認める者は、事業の対象者としてすることができる。

(事業の委託)

第3条 市長は、市長が適当と認める医療機関及び助産所並びに一般社団法人岐阜県助産師会（以下「助産師会」という。）（以下「医療機関等」という。）に事業を委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宿泊型 対象者を医療機関等（前条の規定により市から事業の委託を受けた医療機関等をいう。以下同じ。）の指定する施設に宿泊させ、食事の提供及び助産師又は看護師による保健指導等を行う事業
- (2) 通所型 対象者を日中に医療機関等の指定する施設に通所させ、食事の提供及び助産師又は看護師による保健指導等を行う事業
- (3) 訪問型 医療機関等の助産師が対象者の居宅を訪問し、保健指導等を行う事業

2 前項各号の保健指導等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) じょく婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む。）
- (2) じょく婦に対する療養上の世話
- (3) 産婦及び乳児に対する保健指導
- (4) じょく婦及び産婦に対する心理的ケア又はカウンセリング
- (5) 育児に関する指導、育児サポート等

(利用日数)

第5条 事業を利用することができる日数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる日数とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、必要最小限の範囲内でその日数を延長することができる。

(1) 宿泊型 7日

(2) 通所型 6日

(3) 訪問型 6日

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市産後ケア事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の承認及び不承認)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、その旨を各務原市産後ケア事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利用の変更)

第8条 前条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日を変更しようとするときは、各務原市産後ケア事業利用変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、その旨を各務原市産後ケア事業利用変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 利用者は、事業に要する費用の一部（以下「一部負担金」という。）を医療機関等に直接支払わなければならない。

2 一部負担金の額は、別表に定めるとおりとする。

(実施報告及び請求)

第10条 事業を実施した医療機関等は、事業を実施した日の属する月の翌月の10日までに、各務原市産後ケア事業実施報告書（様式第5号）及び請求書を市長に提出するものとする。

(利用の申請等の特例)

第11条 第3条の規定により委託された助産師会が行う事業に対する第6条から第

10条までの規定による利用の申請等の手続は、別に定めるものとする。

(利用承認の取消)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、第7条の規定による利用の承認を取り消すことができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により利用の承認を受けたとき。

(2) その他事業を利用することが適当でないと認められるとき。

(事業に要する費用の返還)

第13条 市長は、前条の規定により利用の承認を取り消された者が既に事業を利用している場合は、当該事業に要する費用の全部又は一部について、返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第5号の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、使用することができる。

別表 (第9条関係)

事業種別	区 分	一部負担金
宿泊型	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯	1,500円
	市町村民税非課税世帯	1,500円
	生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯以外	5,000円

	多胎加算	930円
通所型	生活保護法による被保護世帯	0円
	市町村民税非課税世帯	0円
	生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯以外	3,000円
	多胎加算	375円
訪問型	生活保護法による被保護世帯	0円
	市町村民税非課税世帯	0円
	生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯以外	2,250円
	多胎加算	0円

#### 備考

- 1 一部負担金の額は、宿泊型にあつては1泊当たり、通所型及び訪問型にあつては1日当たりの額とする。
- 2 多胎加算の一部負担金は、多胎で出産した乳児の2人目以降について、1人につき加算するものとする。ただし、生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯については、当該一部負担金を加算しないものとする。

各務原市産後ケア事業利用申請書

（宛先）各務原市長

申請者 住 所  
 （利用者）氏 名  
 電話番号  
 緊急連絡先 氏名 （続柄）  
 電話

次のとおり産後ケア事業を利用したいので申請します。

利用者	住 所			
	氏 名	(ふりがな)	生年月日	年 月 日
	子の氏名	(ふりがな)		
		(ふりがな)		
出 産 日	年 月 日	出産施設名		
利用日	宿泊型			
	通所型			
	訪問型			
利用希望施設				
必要とするケアの内容 （該当する項目に○をつけてください。）	1. 母親と新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む。） 2. 母親の療養上の相談又は支援 3. 母親及び乳児に対する保健指導 4. 母親の心理的ケア又はカウンセリング 5. 育児の方法についての具体的な指導又は相談			
世帯の区分	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> その他			
添付書類	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書（世帯員全員分）※1 <input type="checkbox"/> 保護受給証明書※2 <input type="checkbox"/> なし ※1 1月1日現在、本市に住居登録がない市町村民税非課税世帯の方 ※2 本市で確認できる場合を除く			

※裏面もご記入ください。

<利用者 同意欄>

- ・産後ケア事業の申請内容及び実施内容を本事業実施事業者と情報共有すること
- ・市民税の課税状況及び生活保護の受給状況について、各務原市が照会・確認すること

上記に同意します。

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_

(世帯員) 氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

各務原市産後ケア事業利用承認（不承認）通知書

様

各務原市長

年 月 日付けで申請のあった産後ケア事業の利用については、次のとおり承認する（承認できない）ので、各務原市産後ケア事業実施要綱第7条の規定により通知します。

利用者	住所			
	氏名	(ふりがな)	生年月日	年 月 日
	子の氏名	(ふりがな)		
		(ふりがな)		
事業の種別		1. 宿泊型	2. 通所型	3. 訪問型
利用日	宿泊型			
	通所型			
	訪問型			
利用施設名				
一部負担金		円 【内訳】		
不承認の場合の理由				

各務原市産後ケア事業利用変更申請書

（宛先）各務原市長

申請者 住 所  
（利用者） 氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号 で承認を受けた産後ケア事業の利用について、次のとおり利用日を変更したいので、各務原市産後ケア事業実施要綱第8条第1項の規定により申請します。

区 分		変 更 前	変 更 後
宿 泊 型	利用日		
通 所 型	利用日		
訪 問 型	利用日		



各務原市産後ケア事業利用変更承認（不承認）通知書

様

各務原市長

年 月 日付けで変更申請のあった産後ケア事業の利用について、次のとおり決定したので、各務原市産後ケア事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

区 分		変 更 前	変 更 後
宿泊型	利用日		
通所型	利用日		
訪問型	利用日		
一部負担金		円 【内訳】	円 【内訳】
不承認の場合の理由			

各務原市産後ケア事業実施報告書

（宛先）各務原市長

医療機関等 所在地  
 名称  
 代表者  
 電話番号

次のとおり産後ケア事業を実施したので、各務原市産後ケア事業実施要綱第10条の規定により報告します。

利用者	住 所			
	氏名			
	子の氏名			
宿泊型	利用日			
	日数		一部負担金	円
通所型	利用日			
	日数		一部負担金	円
訪問型	利用日			
	日数		一部負担金	円
実施した事業の内容  （該当する項目に○をつけてください。）	1. 母親と新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む。） 2. 母親の療養上の相談又は支援 3. 母親及び乳児に対する保健指導 4. 母親の心理的ケア又はカウンセリング 5. 育児の方法についての具体的な指導又は相談（内容を記入） [ ]			
医師又は助産師の所見  （母子やその家族について、必要な継続支援内容等をご記入ください。）	1. 母について  2. 子について ※ 年 月 日の体重 g、体重増加 g/日  3. その他  ※担当医師名又は助産師名 _____			